## 1 神奈川県法定外公共用財産使用料徴収条例(平成11年神奈川県条例第43号)新旧対照表

改 正				現行						
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)						
使用料				使用料						
E7/	所在地						所在地			
区分 単位	第一	第二	第三	第四	<u>区分</u>	単位	第一	第二	第三	第四
	級地	級地	級地	級地			級地	級地	級地	級地
通路、作業場、					通路、作業場、					
材料置場、貯木					材料置場、貯木					
場、いかだ等の	200	070III	огош	огош	場、いかだ等の		200 III	огоШ	000III	020III
係留場その他原	320円	270円	250円	250円	係留場その他原		300円	250円	230円	230円
状のまま使用す使用面積	<u> </u>				状のまま使用す	使用面積				
<u>るもの</u> 1平方メ	_				<u>るもの</u>	1平方メ				
倉庫、物置、小ートル1					倉庫、物置、小	ートル1				
屋、桟橋、橋り 年					屋、桟橋、橋りっ	<u>年</u>				
ようその他の工	700III	БООШ.	560円	БЕОШ	ようその他の工		co∩∏	БЕОШ	E20III	БООШ
作物(次の各項	700 <u>H</u>	590円	300円	550円	作物(次の各項		000円	550円	520円	300円
に掲げるものを					に掲げるものを					
<u>除く。)</u>					<u>除く。)</u>					
第一種電柱	2, 460	1,940	1,630	1,530	第一種電柱		2, 370	1,880	1,560	1, 450
<u> </u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u> </u>		<u>円</u>	円	<u>円</u>	<u>円</u>
第二種電柱	3, 780	2, 980	2,510	2, 350	第二種電柱		3,650	2,890	2, 400	2, 230
为—1里电红	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	为一准电红		<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>
第三種電柱	5, 100	4,030	3, 380	3, 170	   第三種電柱		4,920	3,890	3, 240	3,000
1本1年	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>		1本1年	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>
第一種電話柱	2, 200	1,740	1,460	1,360		1 1 1 1	2, 120	1,680	1,400	1, 290
为 俚电时工	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	分 俚电时任		<u>円</u>	円	<u>円</u>	<u>円</u>
第二種電話柱	3, 520	2, 780	2, 330	2, 180			3, 390	2,690	2, 230	2,070
为—1里电时工	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	为一型电时红		<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>
  第三種電話柱	4,830	3,820	3, 200	3,000	第三種電話柱		4,660	3,690	3,070	2,850
27—7里电明作	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	27—7里电前作		<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>
使用面積	Î					使用面積				
鉄塔 1平方メ	1,900	1,600	<u>1,530</u>	1,500	   鉄塔	1平方メ	<u>1,840</u>	1,490	<u>1, 400</u>	<u>1, 370</u>
ートル1	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>		ートル1	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>
<u>年</u>						<u>年</u>				
その他の柱類 1本1年	220円	170円	150円	140円		1本1年	210円	170円	140円	130円
共架電線その他					共架電線その他					
上空に設ける線	22円	17円	15円	14円			21円	17円	14円	13円
<u>類</u>					<u>類</u>					
地下に設ける電	13円	10円	9円	8円	地下に設ける電		13円	10円	8円	8円
線その他の線類	1017	1013	917	01.1	線その他の線類		10 1	1011	01.1	011
外径が					外径が					
0.07メー	92円	73円	61円	57円	0.07メー		89円	70円	59円	54円
トル未満	3413	1011	0111	0111	トル未満		0011	1011	0011	0.11
<u>のもの</u>					のもの					

	改	正			行	:		
	外径が 0.07メー トル以上 0.1メー トル未満 のもの	130円 100円 87円 82円		外径が 0.07メー トル以上 0.1メー トル未満 のもの	130円	100円	<u>84円</u>	<u>78円</u>
	外径が 0.1メー トル以上 0.15メー トル未満 のもの	200円 160円 130円 120円		<u>外径が</u> 0.1メー トル以上 0.15メー トル未満 のもの	190円	150円	130円	120円
	外径が 0.15メー トル以上 0.2メー トル未満 のもの	260円 210円 170円 160円	]	外径が 0.15メー トル以上 0.2メー トル未満 のもの	250円	<u>200円</u>	170円	160円
管類	外径が 0.2メー トル以上 0.3メー トル未満 のもの	400円 310円 260円 250円	管類	外径が 0.2メー トル以上 0.3メー トル未満 のもの	380円	300円	<u>250円</u>	230円
	外径が 0.3メー トル以上 0.4メー トル未満 のもの	530円 420円 350円 330円		外径が 0.3メー トル以上 0.4メー トル未満 のもの	510円	400円	340円	310円
	外径が 0.4メー トル以上 0.7メー トル未満 のもの	920円 730円 610円 570円		外径が 0.4メー トル以上 0.7メー トル未満 のもの	890円	<u>700円</u>	<u>590円</u>	540円
	外径が 0.7メー トル以上 1メート ル未満の もの	<u>1,320</u> <u>1,040</u> <u>870円 820円</u>		外径が 0.7メー トル以上 1メート ル未満の もの	<u>1,270</u> 円	<u>1,010</u> 円	<u>840円</u>	780円
	外径が1 メートル 以上2メ ートル未 満のもの	2,640 2,080 1,750 1,640   円 円 円 円		外径が1 メートル 以上2メ ートル未 満のもの	<u>2, 540</u> 円	<u>2,010</u> 円	<u>1,680</u> 円	<u>1, 550</u> 円

改	正	現 行
外径が 2 メートル 以上のも の	5, 270 4, 160 3, 500 3, 280   円 円 円 円	外径が2 5,090 4,030 3,350 3,110   以上のも 円 円 円
表示面積 1平方メ ートル1 年	8, 200 4, 310 1, 330   円 円 円	表示面積 1平方メ 8,010 4,730 1,510 1,040 ートル1 円 円 円 円
使用面積   農耕地、牧草地 1 平方メ   等 ートル1   年	14円 12円 11円 11円	使用面積 農耕地、牧草地 1 平方メ 等 ートル 1 年 14円 11円 10円 10円
の採取 松野県1	230円	<ul><li>たんぼ田面砂利</li><li>の採取</li><li>板形見り</li></ul>
土石の山砂利の 採取採取量1 立方メートル その他の	260円	土石の山砂利の 採取 採取 260円   その他の トル
土石の採取	460円	<u>土石の採取</u> <u>460円</u> <u>取</u> <u> </u>

- 備考 1 所在地とは、使用する箇所の所在地をいい、その区分は、次のとおりとする。ただし、使用する箇所が2以上の所在地の区分にわたる場合は、最も高い金額の区分によるものとする。
  - (1) 第一級地 横浜市、川崎市、鎌倉 市、藤沢市、茅ケ崎市、逗子市、大和 市、海老名市及び座間市の区域をい う。
  - (2) 第二級地 相模原市、横須賀市、 平塚市、小田原市、秦野市、厚木市、 伊勢原市、綾瀬市、三浦郡葉山町、高 座郡寒川町、中郡大磯町、同郡二宮 町、足柄上郡大井町、同郡開成町、足 柄下郡真鶴町及び愛甲郡愛川町の区域 をいう。

 $(3) \cdot (4)$  (略)  $2 \sim 9$  (略)

- 備考 1 所在地とは、使用する箇所の所在地をいい、その区分は、次のとおりとする。ただし、使用する箇所が2以上の所在地の区分にわたる場合は、最も高い金額の区分によるものとする。
  - (1) 第一級地 横浜市、川崎市、鎌倉 市、藤沢市、茅ケ崎市、逗子市、大和 市、海老名市、座間市及び綾瀬市の区 域をいう。
  - (2) 第二級地 相模原市、横須賀市、 平塚市、小田原市、秦野市、厚木市、 伊勢原市、三浦郡葉山町、高座郡寒川 町、中郡大磯町、同郡二宮町、足柄上 郡大井町、同郡開成町、足柄下郡真鶴 町及び愛甲郡愛川町の区域をいう。

 $(3) \cdot (4)$  (略) 2~9 (略)